

指 示

平成24年10月26日

山梨県知事
横内 正明 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

山梨県富士吉田市、富士河口湖町及び鳴沢村において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

出荷制限指示後の管理の考え方

—（野生きのこ）—

野生きのこの出荷管理については、富士吉田市、鳴沢村及び富士河口湖町（以下「関係市町村」という。）と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

1 出荷制限区域の市町村からの出荷防止対策

（１）採取者対策

県は、野生きのこの出荷制限が指示された関係市町村の協力を得て、当該市町村内で発生した野生きのこを採取する者に対し、一切の出荷を行わないよう周知するとともに、関係市町村及び関係団体と連携して巡回指導を行う。

（２）流通対策

県は、野生きのこを流通、販売する者に対し、出荷制限区域内で採取された野生きのこを流通、販売しないよう周知するとともに、関係市町村及び関係団体と連携して巡回指導を行う。

また、定期的にインターネット上の通信販売について監視を行い、出荷制限区域内で採取された野生きのこが販売されていないかを確認する。

2 出荷制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

県は、出荷制限区域外で採取された野生きのこについては、野生きのこを流通、販売する者に対し、産地の市町村名を表示するとともに、入荷先、販売先の記録を保存するよう周知徹底する。

また、必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これらの取り組みが行われるよう、巡回指導を関係市町村及び関係団体と連携して行う。